

令和6年度第2回日本スポーツ少年団常任委員会 議事録

日時:令和6年5月31日(金) 15時00分~17時30分

会場:JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE 12階 JSPO 大会議室「スタジアム」

※オンライン併用

出席者:益子本部長、遠藤副本部長、見城副本部長、萩原副本部長、生島、白根、安倍、海野、安川、松本、明比、神田、伊藤、富田、杉山、望月、蒔田、小山、工藤の各常任委員 計19名

<委任>宮下、長積、原の各常任委員 計3名

<事務局>菊地地域スポーツ推進部長(少年団担当)、渡部課長(事業担当)、永井課長(運営担当)
他少年団課課員8名

構成員の2分の1以上の出席【総数22名のうち出席22名(委任含む)】により会議成立。

(「日本スポーツ少年団設置規程」第18条第3項)

日本スポーツ少年団設置規程第18条第2項により、益子本部長を議長として議事に入った。

■議案

1. 令和6年度第1回日本スポーツ少年団委員総会の開催について

来る令和6年6月1日開催予定の第1回日本スポーツ少年団委員総会について、資料に基づき議案3点および報告事項8点とすることについて諮り、これを承認。

2. 令和5年度日本スポーツ少年団活動報告及び決算について

令和5年度の活動報告および決算について諮り、いずれも原案のとおり承認。

なお、令和5年度の決算は、令和6年6月1日開催予定の第1回委員総会での審議を経て、令和6年6月5日開催予定の日本スポーツ協会(以下「JSPO」という。)第2回理事会および令和6年6月26日開催予定のJSPO 定時評議員会において、JSPO 全体の決算として最終的な承認を得る予定であることを説明。

<質問・意見等>

- ・ 決算について、全体の支出の1割以上が登録認定関係費として使用されていることに関して見解を聞かせていただきたい。(伊藤委員)
- ・ スポーツ少年団登録システムにかかる経費だけでなく、コールセンターの設置やそれに伴う人件費等が高騰している。経費を削減できるものがあれば、事業の経費に充てていきたいと考えている。(事務局)
- ・ スポーツ少年団登録システムの運用に多額の費用がかかるようであれば問題があるのではないか。コールセンターにかかる人件費等を含め、今後も精査していただきたい。(伊藤委員)
- ・ 支出の部「6. 広報出版(2)視聴覚等各種資料の作成」について、予算額から大幅な減額となった要因を教えてください。(小山委員)
- ・ 技術の進歩により、これまで外部に発注していたものを事務局で作成することができ、支出を抑えられた。また、印刷物を紙媒体から段階的にデータ媒体での作成に移行していることもあり、冊子等の作成費を削減できたことで決算額も減額となっている。(事務局)
- ・ 「6. 広報出版(2)視聴覚等各種資料の作成」について、予算編成の考え方を聞かせていただきたい。

(小山委員)

- ・ 従来通り必要となるものに対し予算を立てた後、事務局で対応可能なものに積極的に取り組んだ結果である。(事務局)
- ・ スポーツ少年団活性化事業について、令和 5 年度は 21 都道府県に交付されているが、これは申し出があった都道府県に対して交付しているのか。また、その実施内容を教えていただきたい。(明比委員)
- ・ スポーツ少年団活性化事業は、47 都道府県に対し案内した結果、申請がなされたのが 21 都道府県であった。実施内容については、運動部活動の地域連携、地域スポーツ活動への移行等も見据えて、中学生団員の増に向けた取り組みに対する事業を助成対象とした。(事務局)
- ・ 予算上、47 都道府県に対し助成金を交付することは難しいように思うがいかがか。(明比委員)
- ・ 対象事業等の詳細が確定していなかったため、予算計上はしていなかったが、実際には 1 千 200 万円程度の予算を確保しており、すべての都道府県に対し助成を実施することを想定していた。(事務局)

3. 令和 7 年度日本スポーツ少年団活動計画及び要望予算の編成について

令和 7 年度の活動計画および要望予算の編成について、日本スポーツ少年団各専門部会での検討を踏まえ取りまとめた活動計画案に基づき、今後予算編成作業に入ることを諮り、これを承認。

また、当該作業の取り進めに際して、各補助元、助成元等との関係から、JSPO 全体の中でスポーツ少年団に関係する予算や事業規模の調整が必要となる場合、事業内容の変更や新たな取組を行う必要が生じる可能性があることから、これらの調整が必要になった際の対応については、本部長に一任することを併せて承認。

なお、各種調整や対応を行った場合は、その結果を反映させた活動計画案およびその活動計画案に基づく予算を、令和 7 年 1 月下旬から 2 月にかけて開催予定の令和 6 年度日本スポーツ少年団ブロック会議で説明し、最終的には令和 7 年 3 月開催予定の常任委員会および委員総会に諮ることを説明。

<質問・意見等>

- ・ スタートコーチ(ジュニア・ユース)養成講習会は、令和 6 年度からスポーツ庁の委託事業となり、受講者の負担が減ることとなった。令和 7 年度以降も国の予算が確保されるよう、JSPO から国に対して強く要望していただきたい。(伊藤委員)

4. 次期日本スポーツ少年団役員(本部長・副本部長)候補者選定委員会委員について

令和 7 年 6 月に予定する日本スポーツ少年団役員の改選に向け、候補者の選定を行う「日本スポーツ少年団役員候補者選定委員会」委員の編成について諮り、原案のとおり承認。

5. 全国スポーツ少年団競技別交流大会の今後の在り方に向けたプロジェクトの設置について

全国スポーツ少年団競技別交流大会の今後の在り方を検討するため、「全国スポーツ少年団競技別交流大会検討プロジェクト」を設置することについて諮り、原案のとおり承認。

また、プロジェクトメンバーの人選については、本部長および活動開発部会長に一任することを併せて諮り、これを承認。

6. 日本スポーツ少年団関係諸規程の改定について

「スポーツ少年団指導者・リーダー規程」および「全国スポーツ少年団競技別交流大会開催基準要項」について、以下のとおり改定することを諮り、原案に対する意見を踏まえて修正し承認。

<スポーツ少年団指導者・リーダー規程>

- ・ スポーツ少年団指導者・リーダー規程第 10 条第 2 項に定める活動単位表の修正。

<全国スポーツ少年団競技別交流大会開催基準要項>

- ・ 第 8 項「大会参加者」について、バレーボール交流大会の参加者数として規定される「指導者 3 名」を、近年の実態に即し「指導者等 3 名」に改定。その他、一部の文言を整理。
- ・ 第 8 項に「※」として参加記念品の配布に関する規定を追記。
- ・ 第 10 項「大会参加条件」について、第 20 項「大会経費」の改定に伴い、宿舎に係る規程を削除。
- ・ 第 14 項「表彰」について、全国スポーツ少年団競技別交流大会の在り方に関する今後の検討状況により、大会内容が変更となることも想定されるため、柔軟な対応が取れるよう「団体戦」および「個人戦」を統合し、文言を整理。
- ・ 第 14 項「表彰」について、これまで授与することを規定していた賞品(楯・メダル等)は、授与することができる形態に変更。これまで敢闘を認められるチームまたは個人に対して授与することを規定していた賞状および賞品(楯等)は、敢闘が認められるチームまたは個人を表彰することができる形態に変更。
- ・ 第 20 項「大会経費」について、これまで JSPO が負担していた参加者の大会期間中の宿泊・食事等必要経費を参加者側の自己負担に変更。

<質問・意見等>

- ・ 大会参加条件に「勝敗に関係なく全日程に参加する」と記載があるが、例えばトーナメントで敗退してしまったチームも大会最終日まで拘束されるということか。大会最終日にもチーム同士の交流の場を設ける等の取組を検討しなければ、規程の内容と矛盾するのではないか。また、宿泊費等が自己負担化されるのであれば、一層の検討が必要ではないか。(工藤委員)
- ・ 「原則として」という記載があるとおおり、開催地や会場の都合によって柔軟に対応していくことを想定している。また、スポーツ少年団の特長でもある「交流」の要素について、これまで以上に取り組んでいく必要があると認識しており、大会最終日まで交流プログラムや試合ができるよう、各開催地と調整してまいりたい。(事務局)
- ・ 第 8 項「大会参加者数」について、「小学生」や「全国中学生」という表記が削除されているが、参加区分の枠組みを取り払い、混戦にすることか。(蒔田委員)
- ・ 実状に合わせた規程上の文言の修正としており、実際の参加条件等に変更はない。参加条件の詳細については、各交流大会の実施要項等に記載する。(事務局)
- ・ 附則にある今回改定の適用時期について、第20項と同様に第 10 項も令和7年度から適用する内容ではないか。(生島委員)
- ・ そのとおりである。記載を改める。(事務局)
- ・ 第 14 項「表彰」(4)について、敢闘賞の対象として「個人に対して」が追記されたが、団体種目における個人の表彰は、表彰された個人だけが目立ってしまうような気がしている。この改定は、剣道交流大会の個人戦に関する定めなのか教えていただきたい。また、「賞状、賞品(楯等)」が削除され、「特別に表彰できる」と追記されているが、具体的にどのような物を想定しているか。(小山委員)
- ・ 敢闘賞について、これまで団体戦と個人戦で分けて記載していた規定を統一したことに伴うものであり、剣道交流大会における個人戦の敢闘賞を想定している。なお、軟式野球およびバレーボール交流大会においても個人を表彰したいということであれば、主催者間で検討する余地があると考えている。また、表彰物品については、具体的な記載を削除したものの、これまでと同様に賞状や楯の授与を想定している。(事務局)
- ・ 参加者数については、本開催基準要項を目安としつつも、別途、各交流大会の実施要項等で定めるこ

とでよいのではないか。特に軟式野球交流大会は、夏の暑い時期に1チームあたり小学生14名で数試合を行うのは困難であるとの声も上がっており、検討が必要である。(見城副本部長)

- ・ 現状、主催者である JSPO が参加者の大会期間中の宿泊等に関する必要経費を負担しており、予算の都合上、直ちに参加者数を増やす対応は難しい。しかし、令和7年度から参加者側の自己負担ということになれば、参加者数を増やす対応も可能であると考えている。引き続き、主催として参画いただいている各競技団体とも検討してまいりたい。(事務局)
- ・ 参加者側の自己負担化というイメージが先行してしまっているように感じる。これまでは、参加者は少ない費用で大会に参加することが可能であったが、宿泊等が参加者側の負担となれば、最悪の場合「参加しない」という判断にもなりかねない。単純に経費を削るだけでなく、参加者側の自己負担となった分の原資を他の競技種目に補填する等を検討し、周知することも必要ではないか。(生島委員)
- ・ 経済的な格差に関係なく大会に参加できることが理想ではあるが、JSPO の経済状況も厳しい状況にあるため、早めの周知に努めることで対応してまいりたい。また、参加者の宿泊等の手配に関しては、当協会の協賛社と調整し幹旋等の対応をすることでサポートできるよう、検討を進めている。(事務局)
- ・ スポーツ少年団の裾野を広げていくために、大会の在り方を変えていくことが必要と考える。現在、全国スポーツ少年団競技別交流大会では実施していない競技種目も参加できる大会を検討し実施していくことで、JAPAN GAMES や全国スポーツ少年大会の参加者増などに寄与できるのではないか。(見城副本部長)
- ・ 宿泊等にかかる経費を参加者側の負担とすることに賛成であるが、各交流大会の決算において残高があるにもかかわらず、参加者側の負担とするためには、活動現場に対して十分な説明をするべきと考える。また、宿泊等が参加者側の自己負担となった場合、どの程度の経費減額を見込んでいるか。(伊藤委員)
- ・ 令和5年度の軟式野球交流大会の決算では、JSPO が参加者の宿泊等にかかる経費を約950万円負担しており、軟式野球交流大会より参加者数が多いバレーボールや剣道交流大会では、これ以上の負担が生じている。本日、皆様からご意見いただいたとおり、説明や周知方法の改善を検討してまいりたい。(事務局)

7. 令和8年度全国スポーツ少年団競技別交流大会の開催地について

令和8年度の全国スポーツ少年団軟式野球交流大会の開催地を岩手県とすることについて諮り、これを承認。

なお、バレーボールおよび剣道交流大会の開催候補地については、本常任委員会当日までに調整がつかなかったことから、引き続き東地区内で調整いただき、今後の取り進めおよび開催地の決定については、本部長および活動開発部会長に一任することを併せて諮り、これを承認。

8. スポーツ少年団と総合型地域スポーツクラブとの連携体制の構築について

スポーツ少年団および総合型地域スポーツクラブ(以下「総合型クラブ」という。)の連携体制の構築を検討する「連携促進会議(仮称)」を設置することについて諮り、これを承認。

また、会議メンバーの人選については、本部長に一任することを併せて諮り、これを承認。

<質問・意見等>

- ・ 長期的な展望となるが、ゴール像や共通イメージを持ったうえで議論を重ね、ステップアップしていただきたい。(見城副本部長)
- ・ 長期的なことだけでなく、実施可能などころから連携・協力して事業に取り組めるよう検討していただき

たい。例えば、スポーツ少年団の事業に総合型クラブに所属する子が参加できるような仕組みを作ることが考えられる。また、総合型クラブ側にも審議状況を適宜、共有していただきたい。(伊藤委員)

- ・ 先だって総合型クラブの常任幹事会で協議がなされ、本件は承認されている。(事務局)
- ・ 地域に総合型クラブが存在しないため、単位スポーツ少年団の連携先がないというのが現状である。連携促進会議を設置するのであれば、都道府県や市区町村単位でも会議体を設置し、地域で連携先を作るよう指示していただきたい。(安倍委員)
- ・ 総合型クラブおよびスポーツ少年団の在り方をそれぞれ定め、実現に向けた体制を整えることが重要と考える。(見城副本部長)
- ・ 地方の実態を把握したうえで意見を出し合う機会を設けていただきたい。(明比委員)
- ・ 連携する行政とは何を指しているのか。(白根委員)
- ・ 市区町村や都道府県、また場合によっては国レベルでの連携を想定している。(事務局)
- ・ スポーツ少年団は、登録団員数の減少が進む危機的状況にあるため、それぞれが危機感を持って取り組んでいかなければ、ますます対応が遅れてしまうと感じている。(海野委員)
- ・ 今日において、子どもたちのために何が大切なのかを考え、総合型クラブと連携を進めていくうえでは、場合によっては「スポーツ少年団」という名称にこだわらず、一歩踏み出すイメージを持つことも必要と感じる。(伊藤委員)
- ・ 和歌山県では、地域で子どもたちの活動を応援することを目的として、総合型クラブとスポーツ少年団が協力して体験会等の行事を実施している。体制が整えば更なる取組が実施できるものと期待している。(安川委員)

9. ジュニア・ユーススポーツ憲章策定の取組について

ジュニア・ユーススポーツ憲章の策定に向けた検討ワーキンググループを設置することについて諮り、これを承認。

また、ワーキンググループメンバーの人選については、本部長に一任することを併せて諮り、これを承認。

10. 令和6年度日本スポーツ少年団顕彰について

日本スポーツ少年団顕彰要綱および同施行基準に基づき、都道府県スポーツ少年団から推薦があった30都道府県60市区町村のスポーツ少年団および43都道府県124名の登録者を表彰することを諮り、これを承認。

また、退任者に対する感謝状の贈呈は、従来同様、各都道府県スポーツ少年団本部長にその手続きを委任し、年度末の一括報告をもって取り進めることについて併せて承認。

11. 令和6年度生涯スポーツ功労者表彰の推薦について

文部科学大臣が表彰する生涯スポーツ功労者表彰の候補者として5都県10名をスポーツ庁に推薦することを諮り、これを承認。

ブロック	都道府県	氏名(敬称略)
北海道・東北	秋田県	大山 重幸
		田中 京子
関東	東京都	福井 雅信
		木村 敏子
北信越・東海	富山県	横山 直一
		安田 幸之
近畿・中国	岡山県	佐々木 龍
		中尾 有子
四国・九州	長崎県	宮崎 武洋
		阿部 勉

12. 令和6年度社会教育功労者表彰の推薦について

文部科学大臣が表彰する社会教育功労者の候補者推薦については、同省の推薦基準および日本スポーツ少年団の推薦基準に基づき今後候補者選定を行い、基準に沿った候補者がいる場合は該当者を文部科学省に推薦することとし、その手続きについて本部長に一任とすることを諮り、これを承認。

■報告事項

1. 令和6年度第1回日本スポーツ少年団常任委員会の議事録について

議長から資料のとおり議事録を作成したことを報告。

2. 日本スポーツ少年団第11次育成5か年計画(アクションプラン2023-2027)のフィードバックについて

アクションプラン実行ワーキンググループで行われた令和5(2023)年度の進捗状況に関する評価結果について、5か年計画の初年度ということもあり、すべての施策が4段階評価の上位2段階に当たる、「目標達成に向け概ね順調に進んでいると評価」または「遅れがあるが取組予定の見直しによる進捗改善を期待」の評価になったことを報告。

引き続き、年次ごとに各施策の取組予定・実績等の進捗管理を行い、アクションプラン2023-2027の着実な実行に向けて取り組んでいく。

3. JSPO登録者等処分規程等に基づく処分(少年団関係)について

JSPO登録者等処分規程等に基づくスポーツ少年団登録者の処分について、以下のとおり報告。

No.	登録状況	性別	処分対象となる遵守事項の違反にかかる事実	処分の内容
1	スポーツ少年団登録(スタッフ)	男性	暴力・暴行その他の身体的虐待	活動禁止9カ月

<質問・意見等>

- ・ 今回の処分対象者は、公認スポーツ指導者資格を保有していないスタッフであるため、資格の停止ではなく、スポーツ少年団登録に対する活動禁止処分ということか。(生島委員)
- ・ ご認識のとおりである。(事務局)

- ・ ハラスメント等の被害によってスポーツから離れてしまった子どもたちへのフォローは行っているか。(杉山委員)
- ・ JSPO が直接、被害者と接することはなく、フォローを行うことはしていない。(事務局)
- ・ 子どもたちがスポーツから離れてしまうことは、非常に大きな問題だと認識しており、被害者をフォローする環境を整えることが必要であると感じている。ジュニア・ユーススポーツ憲章に盛り込むことを検討してもよいのではないか。(杉山委員)

4. 専門部会およびプロジェクト等の報告について

各専門部会、プロジェクトの協議概要を以下のとおり報告。

<指導育成部会>

第1回(令和6年5月22日)

- ・ 令和6年度スタートコーチ(ジュニア・ユース)インストラクター養成事業について
スタートコーチ(ジュニア・ユース)インストラクター養成講習会および再委嘱研修会の実施内容等について協議。

<広報普及部会>

第1回(令和6年5月21日)

- ・ スポーツ少年団事業概要動画(国際交流編)の制作について
本年度制作を予定する「国際交流編」について、その制作スケジュールおよび内容について協議。

<活動開発部会>

第1回(令和6年5月24日)

- ・ 2024年日独青少年指導者セミナー(派遣)について
本年10月下旬からの実施に向け、実施要項について審議するとともに、参加者の研究課題となる交流テーマについて協議。
- ・ 第62回全国スポーツ少年団大会(秋田県)について
参加団員を引率する立場にある「引率指導者」の大会参加条件について協議。

<スポーツ少年団リーダー養成ワーキンググループ>

第1回(令和6年5月16日)

- ・ 令和6年度シニア・リーダースクールについて
講師、運営リーダー、事前研修および全体研修の取り進め、課題、配布物、評価の取扱いおよびコンピテンシー調査の実施等について協議。
- ・ 令和6年度全国スポーツ少年団リーダー連絡会について
講義内容およびディスカッションのテーマ等について協議。
- ・ リーダー活動実態調査の実施について
都道府県スポーツ少年団におけるリーダー会の設置状況、活動内容や規模を把握することを目的とした調査を実施することについて、具体的なスケジュールや実施方法等を協議。

5. ブロック報告について

<質問・意見等>

- ・ 現在、全国スポーツ少年団競技別交流大会では実施していない競技種目が多くあり、各ブロックが特色を生かして独自の競技種目を実施してもよいのではないか。(近畿ブロック:安川委員)
- ・ 単位スポーツ少年団の登録要件において、少なくとも2名以上の指導者がスポーツ少年団の理念を学んでいる必要があるが、JSPO 公認スポーツ指導者資格を保有していても、資格によっては「理念あり」の指導者として認められないのが現状である。そのため、すべてのJSPO 公認スポーツ指導者資格のカリキュラムにスポーツ少年団理念の学習を組み込むことを検討いただきたい。また、団員が集まりにくい地域においては、登録要件を緩和する等の特例を認めていただくことについても検討いただきたい。(四国ブロック:明比委員)

6. その他

- ・ **新規単位団募集等における個人情報の取り扱いおよび熱中症予防に関する注意喚起について**

都道府県、市区町村および単位スポーツ少年団に対し、今後の団活動にあたりご留意いただきたいこととして、次の内容をスポーツ少年団登録システムからメールで周知することを報告。

<新規単位団募集等における個人情報の取り扱いについて>

団員の募集・登録等にあたり、対象者(保護者含む)から入手する個人情報について、その利用目的、利用範囲等を当人に伝えるとともに、当該情報の保管・管理(廃棄する場合も含めて)に十分注意いただきたい。

<熱中症予防に関する注意喚起について>

各団においては、団員一人ひとりの体調を最優先していただき、特に気温が高くなることが予想される日においては、活動時間帯、活動量等について十分配慮いただきたい。

一部のスポーツ現場等では、「万が一事故が発生した場合でも、賠償その他一切の異議を申し立てない」ことを約束させる誓約書の提出を求めるケースがあるようだが、たとえ誓約書の提出があったとしても、指導者の注意義務違反や安全配慮義務違反があった場合は責任を負う可能性があるため、このような誓約書の文言は適当ではない。

- ・ **令和6年度日本スポーツ少年団会議の開催日程**

令和6年度の日本スポーツ少年団常任委員会および委員総会の会議日程を報告。

以上、17時30分閉会。